

男鹿市規則第20号

男鹿市地域コミュニティセンター処務規則

(事務分掌)

第1条 地域コミュニティセンターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 集落支援員に関すること。
- (2) 地域の維持・活性化に関すること。
- (3) 地域自治活動の支援に関すること。
- (4) 諸証明手数料の収納に関すること。
- (5) 指定ごみ袋及び粗大ごみ処理の証紙販売に関すること。
- (6) 市単独運行バス共通乗車券の販売に関すること。
- (7) 到達文書の進達に関すること。
- (8) 広聴活動に関すること。
- (9) 市民相談に関すること。
- (10) 市政に係る住民要望に関すること。
- (11) 市民への連絡に関すること。
- (12) 前各号に定めるもののほか、必要と認めること。

(受領)

第2条 到着文書は、これを収受件名簿に記入のうえ、受付年月日及び番号を記入するものとする。

(本庁との合議)

第3条 本庁に関係する事項で必要と認めるものは、その関係課に合議するものとする。

(文書番号)

第4条 発送文書に記載すべき番号には、地域コミュニティセンターの頭文字を用いなければならない。

(報告)

第5条 管内における主要な事件は、その都度文書をもって市長に報告するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(男鹿市出張所処務規則の廃止)

2 男鹿市出張所処務規則（平成17年男鹿市規則第3号）は、廃止する。